

富谷市総合交通検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富谷市における将来のまちづくりを見据えた総合交通施策の基本方針となる「富谷市公共交通グランドデザイン（都市・地域総合交通戦略）」の策定にあたり、市民や各種関係機関及び関係団体等から様々な意見を反映させるため、富谷市総合交通検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 「富谷市公共交通グランドデザイン（都市・地域総合交通戦略）」の策定に関する事項

(2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから富谷市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 交通事業者

(3) 大和警察署

(4) 福祉関係団体

(5) 住民代表者

(6) 関係行政機関

(7) 富谷市職員

(8) その他委員会の運営上必要と認められる者

2 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、富谷市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、富谷市企画部企画政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。